

中原小学校建替えにおける学校3部制検討支援業務  
企画提案募集要項

中原小学校建替えにおける学校3部制検討支援業務について、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、次のとおりプロポーザルの参加者を募集する。

1 業務概要

(1) 件名

中原小学校建替えにおける学校3部制検討支援業務（以下「本件」という。）

(2) 背景・目的

鷹南学園三鷹市立中原小学校（中原小学校）の老朽化等に伴い、令和12年の新校舎開校を目指して、建替えに向けた検討を開始している。令和7年度中に建替えに向けた基本設計が開始される予定である。

中原小学校の建替えでは、三鷹市が推進する「学校3部制（※）」に対応した施設とすることを目指している。この「学校3部制」の理念を新校舎に反映するためには、基本設計へのコミュニティ機能のあり方、デジタル技術の活用を含めたセキュリティや動線管理などのあり方を反映することが不可欠である。

そのため、本件はこうした事項への専門的な知識を有する事業者に対し、中原小学校の建替えにおいて「学校3部制」に対応した施設とするため上記の事項に関する方法、その費用や実現可能性などの検討及び今後予定されている基本設計に向けた「学校3部制」の観点からの助言など、一体的な検討支援を委託する予定である。

※学校3部制は、学校施設を学校教育の場（第1部）、多様で豊かな活動や体験ができる放課後など、子どもたちの安全・安心な学び場・遊び場（第2部）、学校施設開放など、大人も子どもも含んだ地域住民の多様な活動の場（第3部）として活用することを目指す考え方である。現在は、学校の授業の時間帯の後、放課後に行われる学習の場である地域未来塾や、放課後の居場所づくりの取組である地域子どもクラブ事業、学校の敷地内や校舎内で実施されている学童保育所といった放課後の取組、さらに夜間や休日に行われている学校施設開放といった関連の取組があるが、必ずしも時間帯による区分を前提とはしていない。中原小学校の建替えにおいては、特に第3部の機能について、日中の時間帯においても、授業で使っていない特別教室等については地域住民の多様な活動の場として利用を可能とすることを含め検討する。

(3) 内容

仕様書（別紙1）のとおり。

(4) 履行期間

契約確定日（令和7年6月上旬予定）から令和8年3月31日（火）まで

(5) 履行場所

三鷹市の指定する場所

## 2 経費

見積上限額は金 4,959,900 円（年間総価、税込みとする。）とし、見積上限額を超える額を提示した者は失格とする。

なお、提案のあった見積金額は契約締結に当たっての参考とするが、見積金額での契約締結を約するものではない。また、契約締結に当たって見積金額を超えることは認めない。

## 3 実施方式

公募型プロポーザル

## 4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法による更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法による再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったときなど）にないこと。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」、営業種目に「警備・受付等」「情報処理業務」「都市計画・交通関係調査業務」「土木・水系関係調査業務」「その他の業務委託等」のいずれか、もしくは東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける建設工事等競争入札参加資格を有する者、申請先自治体に「三鷹市」、営業種目に「建築設計」で登録がされていること。
- (4) 三鷹市において指名停止されていないこと。
- (5) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けていないこと。

## 5 募集要項等の配付

### (1) 配付方法

三鷹市ホームページにおいて閲覧、ダウンロードすること。これによりがたい場合には下記「14 問い合わせ先」まで連絡すること。

### (2) 配付期間

令和7年4月10日（木）から令和7年4月24日（木）まで

## 6 質疑・回答

### (1) 質疑方法

本要項等について質問がある場合は、質問票（様式第3号）に必要事項を記載のうえ下記「14 問い合わせ先」に電子メールにて送付すること。なお、電子メール送信後に、確認漏れ防止のため、到達確認の電話をすること。

### (2) 質問受付期限

令和7年4月24日（木）午後4時まで

(3) 回答期日及び方法

質問への回答は、令和7年4月25日（金）までを目途にホームページに掲載する。  
質問を行った事業者名は開示しない。質問及び回答は、本要項等の補足又は修正として取り扱う。

7 応募

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、提出物に必要な事項を記載のうえ、三鷹市教育委員会事務局教育部地域学校協働課まで持参又は郵送すること。なお、企画提案は1者につき1提案とする。

(1) 応募期間

令和7年4月10日（木）から令和7年5月1日（木）まで（必着）

なお、受付時間は、土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く毎日、午前9時～午後4時（正午～午後1時は除く。）とする。郵送の場合は必着とする。

(2) 提出物

	提出物	部数	期限
1	参加申込書兼書類審査申込書（様式第1号）	1部	令和7年5月1日（木）
2	企画提案書（正本）	1部	
3	企画提案書（副本）	6部	
4	見積書	6部	
5	市政情報公開請求に関する提案書の取扱について（様式第2号）	1部	

(3) 見積書の作成

- ア 仕様書等に記載した条件を満たしたうえで作成すること。
- イ 本件に係る費用を記載するものとし、「2 経費」の要件を満たすものとする。
- ウ 様式は問わないが、必要と考えられる経費について、積算の内訳を作成すること。

(4) 企画提案書の作成

中原小学校建替えにおける学校3部制検討支援業務企画提案書等作成要領（別紙2）に基づき、企画提案書を作成すること。

8 審査

(1) 審査方法

ア 一次審査

「2 経費」の見積条件及び「4 参加資格」に定める条件を満たす者を一次審査合格とする。

審査結果の通知は、応募した者全員に対し、電子メールにより行う。通知の期日は、令和7年5月上旬を予定とする。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

技術力、実施体制、実績等、総合的な観点から業務委託業者を決定するため、価

格と企画提案書に基づく提案内容及び提出物並びにプレゼンテーション及び質疑応答による審査を以下のとおり行う。

(ア) 審査日時等

日時：令和7年5月16日（金）午前9時から正午まで（予定）

場所：三鷹市教育センター 1階 第一中研修室

なお、プレゼンテーションの開始時間は別途通知する。

(イ) 留意点

- ・1者当たりのプレゼンテーションは説明を15分以内とし、質疑応答を10分程度とする。
- ・出席者は最大で4名までとする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書の抜粋や要点をまとめた資料を別途用意することも可とする。ただし、企画提案書の記述内容と不整合等があった場合には、本市に有利と思われる記述内容を正とみなす。
- ・会場のプロジェクター（HDMI 接続）を使用し、資料を投影して説明することも可とする。

評価項目	評価の視点
1 企画内容	
①事業内容の理解	本事業の三鷹市における意義や位置づけを十分理解した提案となっているか。
②提案内容	提案内容は、総合的に優れたものとなっているか。
2 実施体制	企画内容を実現に向けて十分な実施体制が構築されているか。
3 実績等に基づく 専門性・信頼性	過去の実績等を踏まえ、事業実施に向けた専門性や信頼性を有しているか。

- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

(2) 企画提案に係る評価の視点

9 候補者決定

(1) 決定方法

提案内容、見積金額を点数化して評価を行い、候補者を決定する。

(2) 結果通知

候補者となったか否かの通知は、二次審査の参加者全員に対し、郵送により行う。通知の期日は、令和7年5月上旬を予定とする。

なお、二次審査の参加者の点数及び順位について、開示の請求があった場合には、他の事業者名が特定できない形での開示とする。ただし、情報の開示については、選定事業者との契約締結後とする。

## 10 契約締結

- (1) 契約締結に当たっては、必要に応じ仕様書及び金額の精査を行った後、市において見積り合わせを行う。なお、企画提案書は仕様書の補足又は修正として取り扱う。
- (2) 候補者は市から連絡があった後、見積書を提出し、市は見積金額が予定価格以下のとき契約を締結する。
- (3) 候補者との契約に至らなかったときは、市は評価結果の高かった者から順に、(1)、(2)の手順により契約をすることができる。

## 11 情報公開

- (1) 提出された書類は、全て三鷹市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (2) 提出された企画提案書は審査以外には使用しないが、三鷹市情報公開条例に基づく市政情報として取り扱う。

今後、企画提案書に対する情報公開請求が第三者からあった場合の提案者の意向として、「非公開」、「一部公開」、「全部公開」のいずれかの意思表示をするか、企画提案書の提出時に所定の様式（様式第2号）で提出すること。

市としては、基本的に当該回答に基づく対応を行うが、提案者が「非公開」、「一部公開」の意思表示をした場合であっても、三鷹市情報公開条例第8条第1項第3号ただし書の規定に該当する場合は、提案者の意思表示にかかわらず公開する。

## 12 その他

### (1) 経費負担

プロポーザルへの参加に要する経費（企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用等）は、全て提案者の負担とする。また、プロポーザルが中止となった場合においても、提案者はプロポーザルへの参加に要した経費を市に請求することはできない。

### (2) 書類の取扱

提出された書類は返却しない。

提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市から指示があったときはこの限りではない。

### (3) 失格事由

次に掲げる条件に該当した企画提案は失格とし、失格の企画提案を行った者を優先交渉権者又は受託者としていた場合は当該決定を取り消す。

ア 実施要領において示した参加資格のない者の提出した企画提案

イ 虚偽の内容が記載された企画提案

ウ 公正な競争を害し、又は不正の利益を得るために明らかな行為があったと認められる者の提出した企画提案

### (4) 審査期間中における質問等への対応

本件プロポーザル審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じない。

### (5) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

13 日程

項目	期間又は期日
募集要項等の公開	令和7年4月10日(木)
質問受付	令和7年4月10日(木) から 令和7年4月24日(木) 午後4時まで
質問回答	令和7年4月25日(金)
応募受付期限	令和7年5月1日(木)【必着】
一次審査結果通知	令和7年5月上旬(予定)
二次審査	令和7年5月16日(金)(予定)
二次審査結果通知	令和7年5月下旬(予定)
契約締結	令和7年6月上旬(予定)
業務履行開始	令和7年6月上旬(予定)

14 問い合わせ先

三鷹市教育委員会事務局教育部地域学校協働課（三鷹市教育センター1階）

〒181-8505 東京都三鷹市下連雀九丁目11番7号

TEL：0422-29-8349 E-Mail：[chiikigakkou@city.mitaka.lg.jp](mailto:chiikigakkou@city.mitaka.lg.jp)

※受付時間は、土・日曜日、祝日法に規定する休日を除く毎日、午前9時～午後4時（正午～午後1時は除く。）

担当：安本・戸崎